税制改正大綱、法人税　　　　　　　　　　　　　　　税務通信3344号より

1.法人税率引下げ（ 法法66 ， 措法42の3の2 ）

平成27年4月1日以後開始事業年度（以下27年度）から段階的に「法人実効税率」を引き下げる。具体的には，法人税率を27年度から23.9％（現行25.5％）に引き下げるとともに，大法人向けの法人事業税所得割（地方法人特別税を含む）については，外形標準課税の拡大にあわせて標準税率（現行7.2％）を，27年度に6.0％，28年度に4.8％に引き下げる。結果，国・地方を通じた法人実効税率（現行34.62％）は，27年度に32.11％（▲2.51％），28年度に31.33％（▲3.29％）まで下がる。

なお，28年度以降の税制改正においても，法人実効税率を20％台まで引き下げることを目指して，改革を継続していくこととされている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 現 行  | 27年度税制改正  |
| 27年度  | 28年度  |
| 国の法人税率 | 25.5％ | 23.9％  |
| 大企業向け法人事業税所得割 ＊地方特別税を含む ＊年800万円超所得分の標準税率  | 7.2％ | 6.0％  | 4.8％  |
| 国・地方の法人実効税率 ＜標準課税ベース＞  | 34.62％ | 32.11％ （▲2.51％）  | 31.33％ （▲3.29％）  |
| 東京都ベース※ | 35.64％ | 33.10％ | 32.34％ |

|  |
| --- |
| ※経済産業省資料より |

＜中小法人＞

現行，中小法人（資本金1億円以下の法人）の法人税率（本則税率）は「年800万円 以下 の所得金額」について19％に軽減されており，さらに租税特別措置により15％に軽減されている。この措置法による軽減税率を28年度まで2年間延長する。また，「年800万円 超 の所得金額」については大法人と同様に23.9％（現行25.5％）まで下がる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 現 行  | 27年度改正  |
| 本則 税率  | 措置法 軽減税率  | 本則 税率  | 措置法 軽減税率  |
| 年800万円以下の所得金額 | 19％ | 15％ | 19％ | 15％ |
| 年800万円超の所得金額 | 25.5％ | － | 23.9％  | － |

2.欠損金の繰越控除制度の見直し（ 法法57 ）

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度等について，控除限度額を段階的に縮小するとともに，その繰越期間を延長する。また，経営再建中の法人及び新設法人について，7年間は，所得金額の100％控除を認める特例を新設する。

①控除限度額 ：現行，課税所得の 80％ までとされている控除限度額を，27年度から28年度については所得金額の 65％ まで，29年度以降については 50％ までとする。

②繰越期間 ： 平成29年度以降生じる欠損金 について9年から 10年に延長 する。これに伴い，帳簿書類の保存期間，欠損金に係る更正及び更正の請求期間も10年に延長する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 現 行  | 27年度～28年度  | 29年度以降  |
| 控除限度額 | 所得金額の80％ | 所得金額の65％  | 所得金額の50％  |
| 繰越期間 | ９年 | 10年※  |

|  |
| --- |
| ※平成29年度以降生じる欠損金について10年間，繰越可 |

③経営再建中の法人及び新設法人の特例の創設

経営再建中の法人及び新設法人について，所得の100％控除を認める特例を創設する。

なお，経営再建中の法人の特例創設に伴い，23年12月改正における更生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた場合に係る経過措置は，これに統合する形で廃止する。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる 事業年度  | 【経営再建中の法人】 更生手続開始の決定があったこと，再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人（連結納税の場合には，連結親法人）について，その決定等の日から更生計画認可の決定，再生計画認可の決定等の日以後７年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度等  |
| 【新設法人】 法人の設立（合併法人にあっては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等）の日から同日以後７年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度等  |
| 控除限度額  | 所得金額の100％ |
| 対象外とな る事業年度  | 【経営再建中の法人】 金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度等  |
| 【新設法人】 金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度等  |
| 適用時期  | 平成27年４月１日以後に開始する事業年度から |

＜中小企業＞

現行と変わらず所得金額の100％について控除が認められる。

一方，経済産業省の資料によると，繰越期間については，大法人と同様， 平成29年度以降生じる欠損金 について9年から 10年に延長 する。

3.受取配当等益金不算入制度の見直し（ 法法23 ， 法令22 ）

株式等の区分を現行の3区分から4区分に変更し，「益金不算入割合」及び「負債利子控除」の対象を見直す。また，負債利子控除額の計算における簡便法の基準年度を示した。

①株式等の区分変更と益金不算入割合及び負債利子控除の対象の見直し

|  |  |
| --- | --- |
| 現 行  | 27年度税制改正  |
| 区分  | 持株 割合  | 不算入 割合  | 負債利子 控除  | 区分  | 持株 割合  | 不算入 割合  | 負債利子 控除  |
| 完全子法人 株式等  | 100％ | 100％ | 無 | 完全子法人 株式等  | 100％ | 100％ | 無 |
| 関係法人 株式等  | 25％ 以上  | 100％ | 有り | 関連法人 株式等  | ３分の１超～ 100％未満  | 100％ | 有り |
| その他の 株式等  | ５％超～ ３分の１以下  | 50％ | 無 |
| 上記以外の 株式等  | 25％ 未満  | 50％ | 有り |
| 非支配目的 株式等  | ５％以下 | 20％ | 無 |

②負債利子控除額の計算における簡便法の基準年度

関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算における簡便法の基準年度を， 「27年4月1日から29年3月31日までの間に開始する事業年度」 とする。

（参考）　負債利子控除額の計算方法

①総資産按分法：当期に支払う利子の総額に，総資産に占める株式等の割合を乗じて計算する方法。

|  |  |
| --- | --- |
| 【控除する負債利子額】： | 当期の支払利子額×株式等の帳簿価額※／総資産の帳簿価額※ |

|  |  |
| --- | --- |
| 　※ | 前期末及び当期末における帳簿価額の合計額 |

②簡便法：当期に支払う利子の総額に基準年度における実績割合（負債利子控除割合）を乗じて計算する方法

|  |  |
| --- | --- |
| 【控除する負債利子額】： | 当期の支払利子額×基準年度の実績割合（負債利子控除割合）※ |

|  |  |
| --- | --- |
| 　※ | 基準年度の実績割合（負債利子控除割合）＝①の総資産按分法で計算した基準年度の負債利子控除額の合計額／基準年度の支払利子額の合計額 |

4.租税特別措置の見直し

(1)　特定資産の買換え特例（9号買換え） （ 措法65の7①九 ）

10年超継続保有している土地等を譲渡して，新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合に，譲渡した資産の譲渡益の80％について課税の繰延べができる制度。

改正点

①適用期限 ：適用期限を2年3ヶ月延長し， 29年3月31日 までとした。

②買換資産 ：買換資産の対象から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。

③一部地域の圧縮率 ：現行，一律80％とされている圧縮率を以下のように引き下げる。

改正後の地域再生法の大都市等以外の地域から大都市等への買換え： 75％

改正後の地域再生法の大都市等以外の地域から同法の特定地域への買換え： 70％

なお，国土交通省の資料では，圧縮率の見直しについて以下のように示している。

・東京23区←地方：70％

・首都圏近郊整備地帯等←地方：75％

・上記以外は全て現行通り存置（80％）

※地方：東京23区及び首都圏近郊整備地帯等を除いた地域

※首都圏近郊整備地帯等：東京23区を除く首都圏既成市街地，首都圏近郊整備地帯，近畿圏既成都市区域，名古屋の一部

(2)　研究開発税制 （ 措法42の4 ， 42の4の2 等）

青色申告法人が試験研究を行った場合に，試験研究費の額の一定割合を，その事業年度の法人税額から控除できる制度。［1］試験研究費の総額に係る税額控除制度，［2］中小企業技術基盤強化税制，［3］特別試験研究費の額に係る税額控除制度などがある。

［1］及び［2］（一般試験研究費）の控除税額の上限は，［3］（特別試験研究費）を含めて法人税額の20％だが，現在，法人税額の30％に引き上げられている。

なお，［1］［2］［3］については，税額控除限度額のうち法人税額から控除しきれなかった金額を繰越税額控除限度超過額等として1年間に限り繰り越すことができる。

改正点

①控除税額の上限

控除税額の上限を法人税額の30％（原則20％）に引き上げる措置を適用期限である27年3月31日までの間に開始する事業年度をもって廃止する。ただし，一般試験研究費と特別試験研究費を別枠化した上で，全体では法人税額の30％を維持する。具体的には，［1］及び［2］（一般試験研究費）の控除税額の上限を法人税額の25％，［3］（特別試験研究費）の上限については法人税額の5％とし，合計で法人税額の30％とする。

②繰越税額控除限度超過額等に係る税額控除制度 ：廃止

③特別試験研究費の「範囲」の見直し及び「税額控除率」の引上げ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 現　行  | 27年度税制改正  |
| 範　囲 | 以下の試験研究に要する費用 ①国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 ④技術研究組合の組合員が行う協同試験研究 ⑤希少疾病用医薬品・医療機器に係る試験研究  | 以下のとおり拡充する ・③について，委託先に，公益法人等，地方公共団体の機関，地方独立行政法人等を加える ・新たに⑥特定中小企業者に支払う知的財産権の使用料を加える また，特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外する  |
| 税額控除率 | 12％ | ①：30％，②～⑥：20％ |

(3)　所得拡大促進税制 （措法42の12の4）

基準年度と比較した雇用者給与等支給額が一定割合以上増加するなどした場合に，増額分の10％について税額控除できる（法人税額の10％（中小法人20％）が上限）。

改正点

雇用者給与等支給増加割合の要件を以下のように見直す。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
| 現行 | ２％ | ２％ | ３％ | ５％ | ５％ |
| 27年度税制改正 | 大法人 | ２％ | ２％ | ３％ | ４％  | ５％ |
| 中小法人 | ２％ | ２％ | ３％ | ３％  | ３％  |

(4)　商業等活性化税制 （措法42の12の3）

認定経営革新等支援機関等から助言等を受け，指定期間（25年4月1日から27年3月31日まで）内に経営改善設備（一定の器具備品及び建物附属設備）を取得等し，指定事業の用に供した場合に，一定の特別償却又は税額控除を適用できる制度。対象は，中小企業者又は中小企業等協同組合など一定の中小法人（青色申告法人に限る）となるが，税額控除の適用は，資本金の額が3,000万円以下の法人等に限られる。

なお，「認定経営革新等支援機関等」とは，税務，金融及び企業の財務に関する知識や経験を有する中小企業支援者として中小企業庁から認定を受けた機関等のことを指し，多くの税理士や税理士法人などが認定を受けている。

改正点

①制度の適用対象者から認定経営革新等支援機関等を除外

②対象設備の見直し

※経済産業省の資料では，「一部の対象設備については，消費税率引上げ対策と関係がないものを除外する」としている。

③適用期限を 29年3月31日 まで2年延長

5.地方拠点強化税制

地域再生法の改正を前提に，①地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度を創設し，②雇用促進税制を拡充する。

①地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

【適用法人】 ：地域再生法の改正法の施行日から平成30年3月31日までの間に地域再生法の地方拠点強化実施計画（仮称）について承認を受けた青色申告法人

【対象資産】 ：計画承認の日から2年以内に取得・事業供用した，同計画に記載された建物及びその附属設備並びに構築物で「一定規模以上のもの」。

※一定規模以上のもの：一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者は1,000万円以上）のもの

【税制措置】 ：対象資産の取得価額について，次の割合での特別償却又は税額控除を選択適用できる（税額控除の控除上限は法人税額の20％）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 　 | 特別償却  | 税額控除  |
| 特定地域（東京23区）から大都市等（３大都市圏）以外への移転※ | 29年３月31日までに計画承認を受けた法人の取得等 | 25％ | ７％ |
| 上記以外 | ４％ |
| 上記以外 | 29年３月31日までに計画承認を受けた法人の取得等 | 15％ | ４％ |
| 上記以外 | ２％ |

|  |  |
| --- | --- |
| ※ | 　大綱では特定地域及び大都市等の対象を明示していないが，財務省の資料では「特定地域（仮称）」（東京23区），「大都市等（仮称）」（３大都市圏）としている。 |

②雇用促進税制の拡充

【適用法人】 ：地域再生法の改正法の施行日から平成30年3月31日までの間に地方拠点強化実施計画について承認を受けた青色申告法人

【税制措置】 ：計画承認の日から2年以内の日を含む事業年度において，その地方拠点強化実施計画に従って移転又は新増設した特定施設である事業所における増加雇用者数（法人全体の増加雇用者数が上限）に一定の金額を乗じた金額について税額控除できる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 　 | １人当たりの控除税額  |
| 特例Ａ | 現行の雇用促進税制の適用要件を満たす場合 | 50万円 |
| 上記要件のうち雇用者増加割合が10％以上であることの要件のみ満たさない場合 | 20万円 |
| 特例Ｂ | 特定地域（東京23区）から大都市等（大都市圏）以外への移転において，特例Ａの適用を受ける場合 | 特例Ａに加え30万円 （最大３年間※）  |

|  |  |
| --- | --- |
| ※ | 　特定施設である事業所における雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後の事業年度を除く。また，特例Ｂは，事業主都合による離職者がある場合及び風俗営業等を行っている場合には適用しない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （参考） | 　現行の雇用促進税制の要件：基準雇用者数（適用年度末雇用者数－前年度末雇用者数）が5人以上であること（中小企業者等は2人以上），基準雇用者割合（基準雇用者数／前年度末雇用者数）が10％以上であること等。 |

【控除税額の上限】 ：特例A及び特例Bによる控除税額は，当期の法人税額の30％から現行の雇用促進税制による控除税額と①の措置における税額控除制度による控除税額との合計額を控除した残額を上限とする。